

9月市議会定例会定例会に上程された議案のうち何点か質疑をさせていただきます。

初めに、**議第34号、平成26年度袋井市一般会計補正予算（第2号）**について、歳出2款総務費1項総務管理費7目情報管理費のシステム開発委託料1,850万円、中間サーバ・プラットフォーム利用負担金98万1千円について伺います。

この支出は25年5月「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布により、準備が進められている社会保障・税番号制度（いわゆるマイナンバー制度）に関するものであることは承知しております。

当初予算でも計上されておりましたが、この時期に補正予算として計上することとなった理由について伺います。

この制度の運用には住民基本台帳ネットワークのほか多くのシステムの変更が必要だとされております。今回のシステム開発の内容について伺います。また、中間サーバの運営主体はどこか、またその負担金積算の根拠について伺います。

さて、この社会保障・税番号制度は個人に番号を割り振り、それまでバラバラであった個人の認証を統一し各種の行政手続きを簡素化することを目的としております。この制度により取り扱うこととなる国保や年金などそれぞれのシステム改修が必要となります。こうした整備が必要なシステムの本数とシステム全体の整備費用の額はどれほどとみているか伺います。

国から示されたスケジュールでは、平成27年10月に個人番号が通知され、平成28年1月から個人番号カードの交付を開始し、平成29年1月から国による運用を開始し、7月から自治体の運用が廃止されることになっております。

しかし、具体的なシステムの整備計画は示されておられません。市は今後どのような手順で進めていくのか伺います。

再 多額の整備費用がかかることが予測されております。とても市単独で賄えるものではありません。当然国から補助金が交付されると思います。9月補正予算では社会番号・税番号制度システム整備費補助金として補助対象額1078万1千円の10分の10と1532万9千円の3分の2、合わせて2100万円が交付され

ています。この説明をいただくとともに、国の補助金の見通しについて伺います。

まとめ

次に**議第38号、平成25年度袋井市一般会計歳入歳出決算**について伺います。

監査委員から出されております「袋井市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」には、「国の緊急経済対策により事業費が増大する一方で、厳しい資金繰りから年度を越えて基金の歳計現金への振替運用や繰越明許事業が未執行となる等、一部で不適切事案が見受けられた」と指摘しております。

この内容について確認しておきたいと思います。

まず決算書280頁に記載された基金運用状況調書について伺います。

ここには袋井市減債基金1億円、袋井市財政調整基金10億6千万円がかっこ書きで記載され、決算年度末現在において歳計現金へ繰替運用中の金額を内数で示したとのこととあります。しかし、これは極めて異例な処理といわなければなりません。

自治体の会計は単年度会計であり、年度をまたいた運用は公会計法違反ともいえます。両基金から歳計現金に繰替をした理由について伺います。

これだけの大きい金額ですので出納側単独の判断とは考えられません。決定までの協議、プロセスについて伺います。

さて、年度をまたいだこうした処理は、決算数字の信頼性を貶める行為であり、当局も問題性を十分認識していると思います。今後の会計処理の方法と、今後こうしたこと事が起こさないための対策について伺います。

再 今後の対応について聞かせていただきました。本来年度末をもってきちんと区切りをつけ処理すべきだったと考えますがなぜできなかったのか再度その理由について伺います。

再 基金にはそれぞれ目的がありまして減債基金は、市債の償還に備えて償還金を積み立てる基金のことで歳計現金に繰替えて運用することもできますが、本来はその目的から行っても適切とは思えません。条例では「市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。」とされております。財政調整基金も同様であります。こうした処理が適切に行なわれている

のか伺います。

まとめ

次に、繰越明許事業が未執行となりその為不用額処理した事業についてその理由と今後の対応について伺います。

決算書のなかから多額なものを拾ってみますと、
歳出 8 款土木費 2 項道路橋梁費 2 目道路新設改良費、不用額 3,798 万 3,374 円、
歳出 8 款土木費 4 項都市計画費 2 目街路事業費、不用額 8,979 万 1,392 円、
歳出 9 款消防費 1 項消防費 5 目防災費、不用額 6,724 万 7,550 円
が計上されております。昨年まではこうした多額の不用額処理というものは見受けられませんでした。繰越明許費は本来事業の内容を確定、必要額を積算して繰越明許費として予算書に記載し、議会で繰越を承認してきたものであります。こうしたおおきな不用額となった理由についてそれぞれの担当課から説明をいただきたいと思えます。

再 担当課の事業推進や積算の誤りでないことは理解しました。平成 24 年度は国の緊急経済対策などで 22 億 7886 万円余の繰越明許費を計上、25 年度も国の好循環実現のための経済対策事業などで 20 億 4337 万円余と 2 年も続けて多額の繰越明許費が計上されております。26 年度も 25 年度同様の事態が予測されるのか伺います。国の補助交付額の積算の制度を高めることができないのか伺います。

まとめ